

建築学科各会議の規約

① 学科会議

学科会議は、学科運営や教育、学生指導などの様々な諸問題に対処する組織である。本会議は、建築学科所属の全常勤教員によって構成され、学科長が招集する。議長は学科長が務める。学科会議は原則として教授会の翌週に開催するが、学科長が必要と認めたときは随時開催することができる。学科会議では主に以下のことを行う。①学部運営委員会、教授会、常任委員会、特別委員会、JABEE/FD会議および他団体からの報告、②常任委員会、特別委員会からの検討事項の協議、JABEE/FD会議のWGや他団体からの提案事項の協議、③学科運営や教育システムに関する計画・立案の審議と実行、④卒業研究の可否判定、卒業判定および進級判定、⑤学生および学生の主催する団体への指導、問題解決および対策の協議と実行。⑥その他

② JABEE/FD会議

JABEE/FD会議は学科内の教育現状を踏まえ、授業改善を含めた教育改善のシステムを検討し、具体的な実施計画を立案し、学科会議に提案を行う。その実践を具体的に保障するために「教育改善会議」と「教育改善WG」を設ける。

- **教育改善会議**・・・本会議では、日常的な授業・教育の継続的改善を大きな目的とする。学科長は、そのために系別にあるいは横断的に教育改善会議を組織し、それぞれ議長を指名する。各議長は必要に応じて会議を招集する。教育改善会議は、学科の教育改善、各系の授業改善に関する計画・実行・点検・改善を行い、必要に応じて、学科会議に対して、教育改善に関する検討結果の報告や提案を行う。
- **教育改善WG**・・・本会議では、臨時的な教育問題に関する計画・立案を主な目的とする。学科長は、そのために教育問題別に教育改善WGを組織し、議長を指名する。各議長は必要に応じて会議を招集する。教育改善WGは、学科会議に対して、教育改善に関する検討結果の報告や提案を行う。また、学科会議において審議された教育問題を検討し、学科会議に対して検討結果の報告や提案を行う。

③ 自己点検評価会議

自己点検評価会議は、教育プログラムの点検、改善に関する事項を審議することを目的とする。本会議は、教育プログラム責任者と各基準の点検を担当する構成員から組織される。議長は、教育プログラム責任者が務める。本会議は、主として年度末に開催する。本会議では主に以下のことを行う。①各基準責任者による点検項目の検討報告を受け、改善策を協議する。②各基準責任者の自己点検書の作成および更新の報告を受け、審議する。③エビデンスの点検と確認を行う。④本会議でまとめた改善案を、教育プログラム評価会

議に提示する。

④ 教育プログラム評価会議

教育プログラム評価会議は、教育プログラムを評価することを目的とする。本会議は教育プログラム責任者と各基準の点検を担当する構成員により構成される。議長は教育プログラム責任者が務める。本会議は、主として3月（3月会議）と11月（11月会議）に開催する。また、自己点検書各基準に係わる検討事項が生じた場合は、教育プログラム責任者は会議を招集し、検討事項を審議し、教育プログラムを改善・実行することができる。なお、3月会議では、主として自己点検評価会議より出された改善案と第3者評価会議から出された提案や指摘を審議し、教育プログラムを改善・実行する。11月会議では、建築学科のカリキュラム、シラバスなどの改定を主に行う。なお、教育プログラム責任者と各基準責任者の選出も教育プログラム評価会議で行う。

⑤ 第3者評価会議

第3者評価会議は、教育プログラムを外部から評価することを目的とする。第3者評価会議は、外部評価会議とOB・OG会議からなる。外部評価会議は、学識経験者の教授および実務経験者に委嘱し、数名で組織する。外部評価会議は、建築学科の教育プログラムに対する改善点の指摘・提案を行う。また、建築教育や建設業界・行政に関する情報交換・意見交換を建築学科教員と行う。一方、OB・OG会議は、建築学科卒業生有志と学科長をもって組織する。OB・OG会議は、建築学科の教育に対する意見・提言・提案などを行う。また、建築教育や建設業界・行政に関する情報交換・意見交換を建築学科教員と行う。なお、外部評価会議は原則として受審年またはその前年に行い、OB・OG会議は、年に1回以上開催する。

附則

本内規は、内規運用に遡って、平成16年4月1日から施行する。

本内規の改正は、平成22年4月1日から施行する。

本内規の改正は、平成27年4月1日から施行する。

本内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。